

新規請願

| | | | |
|-------|---|-------|-------------|
| | | | 環境農林水産常任委員会 |
| 請願番号 | 請願第8号 | 受理年月日 | 令和3年3月1日 |
| 請願の件名 | <p>我が国の領海・排他的経済水域内での安全な漁業活動の実現を求める意見書提出についての請願</p> <p>1 請願の趣旨</p> <p>令和3年1月22日、中国の全国人民代表大会で、領海警備に関する武器使用を拡大する法律である「海警法」が可決成立し、2月1日施行されました。これにより、中国が一方的に主張する「領海」からの退去勧告に従わない船に対して即時の武器使用が可能となり、日本漁船は、極めて危険な状態に晒されることとなりました。</p> <p>「海警法」施行後も連日のように中国公船は領海侵入を繰り返し、2月15日から16日にかけて、尖閣諸島の大正島沖の領海に中国海警局の公船4隻が相次いで侵入し、16日に侵入した1隻は「砲のようなもの」を搭載しており、日本漁船を追いかけるように領海侵入して約6時間にわたり居座り、15日に領海に入った公船は最長で23時間近く居続けました。</p> <p>中国海警局の公船は大型化しており、中国の挑発行為は益々過激になる恐れがあります。加えて、昨年、中国公船が沖縄県尖閣諸島周辺の領海内に侵入した時間は過去最長となりました。</p> <p>こうした我が国の漁業活動を脅かす事態は、尖閣諸島海域に限りません。日本海の排他的経済水域である大和堆でも昨年8月以降、中国漁船の違法操業が繰り返されています。水産庁が退去勧告を行っている件数は激増しており、日本の漁業船に対して入域しないように水産庁が要請するという異常な事態となっています。</p> <p>このままいけば、各地の水域で中国に限らず外国船の違法操業が広がり、多くの日本の漁業者が甚大な被害を受け、生活が出来なくなってしまいます。</p> <p>本県の漁業者も不安の声を上げており、漁業活動に大いに支障をきたしつつあり、我が国の安全な漁業活動を守ることが急務となっております。</p> <p>つきましては、貴議会が国に対し、次の点に関する意見書を提</p> | | |

出されるよう地方自治法第124条の規定により、請願致します。

2 請願項目

日本国政府は、中国政府に対し、中国公船の我が国領海内への侵入や中国漁船の違法操業が繰り返されないように強く働きかけるとともに、我が国の漁民が安全に操業できるよう、法整備・海上警備の一層の強化を行い、一刻も早く我が国の領海・排他的経済水域における漁業活動の安全が確保されるよう適切な措置を講じること

紹介議員

中野 一則 武田 浩一 有岡 浩一 関師 博規